

## 健康くまもと21推進会議傍聴要領

制定 平成25年 6月24日 健康づくり推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、健康くまもと21推進会議（以下「推進会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴する場合の手続等)

第2条 推進会議を傍聴しようとする者は、推進会議当日に、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴券は、10人に限り交付する。受付は先着順で行い、定員になり次第終了する。

(傍聴人の守るべき事項)

第3条 傍聴人は、推進会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守るものとする。

- (1) 推進会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、放歌、談笑、私語その他の騒がしい行為をしないこと。
- (3) みだりに自席を離れ、又は所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 会場においては、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場においては、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) その他この推進会議の支障となる行為をしないこと。

(推進会議の運営)

第4条 推進会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、推進会議の目的が達成できないと認められる案件及び委員の発議により全会一致で公開が不相当と議決された案件については、これを非公開とすることができる。

2 前項に規定する案件に該当する場合、会長は、推進会議の冒頭において非公開にする理由を明らかにするものとする。

(推進会議の秩序維持)

第5条 傍聴人は、推進会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従わなければならない。

2 会長は、傍聴人が第2条の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることができる。

3 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は推進会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第6条 傍聴人は、推進会議に関して意見等がある場合は、その意見等及び氏名等について、会場に備え付けの用紙（別記様式）に記入し、推進会議終了後に推進会議に提出することができる。

2 前項の意見等の提出については、推進会議終了後、事務局）に直接又は郵送により行い、事務局は提出された意見等を推進会議に報告する。

附 則

この要領は、平成25年6月24日から施行する。

健康くまもと21推進会議に対する意見

1. 日時：           年   月   日
2. 場所：
3. 氏名：
4. 意見等